第明三治十二五種年郵三便月物三十一認可日

平成２２年（フ）第６２８３号
大阪府池田市満寿美町１番12―606号
破産者　増澤　光則
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６６６号
鹿児島県出水郡長島町山門野3542番地６、開始決定時の住所大阪府摂津市鳥飼新町１丁目５番２号
破産者　林　　孝男
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７２６号
大阪市城東区永田３丁目８番15―802号
破産者　糀本　範子（旧姓片野坂・大石）
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１０２号
大阪府大東市南新田１丁目25番403号
破産者　平坂　和憲
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０６号
兵庫県川西市火打２丁目７番25号
破産者　野中　忠興
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４２０号
兵庫県川西市矢問１丁目12番26号、前住所兵庫県川西市加茂６丁目１番17号
破産者　松村　　豊
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４２５号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目５番２―1208号、前住所兵庫県宝塚市口谷西３丁目29番地の64
破産者　鷺森　正子
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５０７号
兵庫県宝塚市中山五月台５丁目２番６―502号
破産者　西薗　博文
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２６５号
兵庫県尼崎市食満５丁目23―10イーストハイム208号、破産手続開始決定時の住所兵庫県尼崎市食満７丁目４番１―103号
破産者　坂井　郁博
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２６６号
兵庫県尼崎市食満５丁目23―10イーストハイム208号、破産手続開始決定時の住所兵庫県尼崎市食満７丁目４番１―103号
破産者　坂井　郁子
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５５５号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の１６棟204号
破産者　中塚　弘明
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８２４号
兵庫県西宮市中前田町３番９―405号、前住所大阪府豊中市庄内幸町５丁目10番４号
破産者　大北　雅美
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０３０号
兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目30番１号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市富松町３丁目33番17号
破産者　深川　元士
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０３１号
兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目30番１号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市富松町３丁目33番17号
破産者　深川　洋子
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０４３号
兵庫県尼崎市富松町２丁目16番18号
破産者　佐藤顕一郎
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２６４号
鳥取県八頭郡智頭町大字新見177番地
破産者　河村　仁志
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３４号
岡山県倉敷市真備町上二万2522番地１
破産者　白髪　延子
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４２６号
岡山県井原市西江原町1386番地
破産者　三村　通夫
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
北海道室蘭市輪西町２丁目20番８号
破産者　千葉　孝之
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係